

利用料金改定のお知らせ

学校法人神奈川大学

平素より神奈川大学富士見高原研修所をご利用いただき、誠にありがとうございます。

これまで富士見高原研修所は主たる用途を学生の研修施設としつつ、その環境の良さから卒業生に向けた保養施設として開放してまいりました。

この度、近年の維持管理費などのコスト増を考慮し、やむを得ず利用者区分を設けるとともに、料金改定を行うこととなりました。

つきましては、2020年4月1日より利用者区分並びに利用料金を以下のとおりとさせていただきますので、諸事情をご賢察の上、何卒ご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

■利用者区分

【学内利用者】

- ・ 本学教職員（非常勤講師、契約職員、嘱託職員を含む）及びその家族
- ・ 法人役員、法人評議員及びそれらの家族
- ・ 本学学生及び附属学校生徒（引率する教職員又は顧問等がいる場合に限る）
- ・ 本学を退職した教職員及びその家族

【学外利用者】

- ・ 本学卒業生、本学学生保証人、附属学校生徒保護者及びそれら同伴の家族
- ・ 本学教職員を申込責任者とした学外者

■利用料金

宿泊料金（一人一泊あたり）※税抜き

利用対象者	夏季（5月1日～9月30日）	冬期（10月1日～4月30日）
学内利用者	1,000円	1,200円
学外利用者	2,000円	2,200円

※食事料金に変更はございません。

以上